

令和5年第4回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和5年第4回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第10号議案	第25採択地区教科用図書採択協議会規約等について
2	第11号議案	学校運営協議会委員の任命について

第10号議案

第25採択地区教科用図書採択協議会規約等について

市内小学校の児童が令和6年度に使用する教科用図書の採択に関する規約及び規程等を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年4月24日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

第25採択地区教科用図書採択協議会を適切に運用するため、この案を提出するものである。

第25採択地区教科用図書採択協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律182号)第13条第4項の規定」及び「埼玉県教科用図書採択地区の設定について（平成31年2月22日教義指第1183号）」に基づき、第25採択地区内の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、第25採択地区教科用図書採択協議会と称する。

(協議会を設ける市の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる市の教育委員会(以下「関係市教育委員会」という。)が、これを設ける。

- (1) 三郷市教育委員会
- (2) 八潮市教育委員会
- (3) 吉川市教育委員会

第2章 組織

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、関係市教育委員会で協議して決める。

(組織)

第5条 協議会は、委員6名をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市教育委員会教育長
 - (2) 関係市教育委員会教育長職務代理者(または、教育委員代表者1名)
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第7条 協議会に、つぎの役員等を置く。

- (1) 会長及び副会長
会長は、事務局である教育委員会の教育長(または教育長職務代理者)をもって充てる。
副会長は、会長が推薦し委員の承認を得る。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (2) 監事及び事務担当者
監事は、会長が推薦し、委員の承認を得る。
監事は、会計の監査にあたる。
事務担当者は、会長が委嘱する。
事務担当者は、協議会の会計・庶務にあたる。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3名以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 協議会の会議は、関係市教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 本規約の改正は、協議会で行うこともできるものとする。
協議会の改正は、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときとする。

(教科用図書の選定の方法)

第10条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第11条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選んだ理由を通知するものとする。

第4章 専門員

第12条 協議会は、その任務が十分果たされるようにするため、教科用図書の調査研究を行う専門員を置く。

- 2 専門員は、第25採択地区内の学校の校長又は教頭及び主幹教諭又は教諭を充て、種目(または教科)ごとに4名程度とする。
- 3 専門員は、会長が当該教育委員会教育長と協議のうえ委嘱する。
- 4 専門員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

第5章 学校及び保護者等からの聴取

(学校の研究結果聴取)

第13条 協議会は、関係市教育委員会教育長を経て、校長からその学校における教科用図書研究の結果についての報告を求めることができる。

(保護者の意見聴取)

第14条 協議会は、選定に広い視野からの意見を反映させるため、保護者から意見を聴取することができる。

第6章 議事録及び資料等の公表、会議の公開、情報の公開

(会議の公開)

第15条 協議会は原則公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、一部非公開とすることができる。

(議事録及び資料等の公表)

第16条 協議会の会議の議事録、第12条第4項の資料、採択した教科用図書の種類、採択した理由については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。

(情報の公開)

第17条 協議会は、教科用図書採択終了後における採択結果等に関する情報について次の各項の規定に則って情報を公開する。

- 2 情報公開の担当は事務局を担当した市教育委員会とし、当該市の情報公開条例に則って情報を公開する。
- 3 情報公開に関する事務処理を迅速かつ簡便に行うため、前項の市の情報公開条例のほかに、第25採択地区教科用図書採択協議会が別に規定する「基準」に則って情報を公開する。
- 4 第25採択地区教科用図書採択協議会を構成する市の教育委員会が管理する情報については、各市の情報公開条例に則って、情報を公開するものとする。ただし、情報公開の期日については、第3項の基準に則るものとする。

第7章 経費の支弁の方法

(経費)

第18条 協議会に要する経費は、関係市教育委員会の負担とする。

付 則

- 1 この規約は、令和5年4月27日から施行する。

第25採択地区教科用図書採択協議会 情報公開の基準に関する規程

第25採択地区教科用図書採択協議会

(目的・趣旨)

- 1 この規程は、第25採択地区教科用図書採択協議会規約第17条の規定により、情報公開を担当する市町の情報公開条例を補完し、教科用図書採択の公正・公平さに資するため、埼玉県「第25採択地区教科用図書採択協議会」のもつ情報に関して公開の基準を定めるものである。また、情報公開に関する事務処理を迅速かつ簡便に行うために資するものとする。

(定義)

- 2 この規程における「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう
 - ① 第25採択地区教科用図書採択協議会事務局(2) この規程における「公文書」とは、実施機関職員が作成した教科書採択に関する文書すべてをいう。ただし、次のものを除く
 - ① 一般に容易に入手できるもの
 - ② 県内教科書センターあるいは各市の図書館等において特別に管理されている教科書見本本等
 - ③ 各市教育委員会の管理する次の文書
 - ア 各市の行った教科書研究
 - イ 各市採択状況
 - ウ 各市の採択会議録（教育委員会記録）
 - エ その他教科書採択に関わる各市独自の資料

(この規程の解釈及び運用)

- 3 実施機関は、この規程の解釈及び運用にあたっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

- 4 この規程により公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公開請求の手続き)

- 5 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を、公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。
 - ① 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所または事業所の所在地）
 - ② 公開を請求しようとする公文書の名称、その他の公文書を特定するに足りる事項
 - ③ 公開を請求しようとする適正な使用目的(2) 書面の様式については「様式1」のとおりとする。
 - (3) 実施機関は、「公開請求書」に形式上の不備があると認められるときは、公開請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当期間を指示して、その補正を求めることができる。

(公開の義務)

- 6 実施機関は、前条第1項に規定の「公開請求書」による請求(以下「公開請求」という)があったときは、次の場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- ① 個人情報。
 - ② 公開することで個人や団体の利益を害するおそれのあるもの。
 - ③ 公開することで今後の公正な教科書採択が妨げられるもの。

(公開内容等)

- 7 実施機関の公開する内容については「別表1」のとおりとする。

(公開請求に対する決定等)

- 8 実施機関は、公開請求にかかる公文書を公開するときは、その旨を決定し、公開請求者に対し、公開決定に関する通知(以下「公開決定通知書」という)を書面により知らせなければならない。
- (2) 書面の書式については「様式2」とする。
- (3) 第1項の決定は公開請求があった日から起算して原則15日以内に行うものとするが、本規定の趣旨から、公開請求のあった日から起算して7日以内に行うよう実施機関は努力するものとする。

(公開の時期)

- 9 実施機関は、教科用図書を採択後、必要な情報を公開する。

(費用負担)

- 10 この基準に基づく文書の公開については、通信費及び写しの作成等にかかるすべての費用は公開請求者の負担とする。

(その他)

- 11 第25採択地区教科用図書採択に関する情報の公開に関する事項に関して、ここに規定する以外の事項について疑義が生じた場合は、市の情報公開条例に則って、判断するものとする。ただし、必要に応じて第25採択地区教科用図書採択協議会及び埼玉県教育委員会の指導・助言を受けるものとする。

付則

- 1 この基準は、令和5年4月27日から施行する。

第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会

情報公開の基準に関する規程の運用について

第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会

1 原則

- (1) 採択結果一覧表〔「別表 1」記載(6)①〕は開示請求書を必要としない公開情報（常時公開）とする。
- (2) その他資料（「別表 1」記載）は以下のとおりとする。
 - ① 「公文書公開請求書」を提出、「公文書公開決定等通知書」を送付後、公開とする。
 - ② 原則として、第 2 5 採択地区に住所を有する者または勤務する者とする。

2 採択結果一覧

- (1) 事務局受付カウンター下に、ソフトケースに入れて請求があった場合に、常時閲覧できるようにしておく。
- (2) 写を請求された場合は、閲覧者が有料のコピーをする。
- (3) 郵送費及びコピーは公開請求者の実費とする。

3 公文書公開請求書（様式 1 及び別表 1）

- (1) 郵送での請求は原則認めないこととする。

4 公文書公開決定等通知書（様式 2）

- (1) 公開請求書は事務局が受けつける。
- (2) 事務局長までの起案として決裁する。
- (3) 決裁後「公文書公開決定等通知書」を公開請求した本人に郵送する。

5 費用

- (1) コピー費用は前項目 2 の（3）に記載。
- (2) 郵送費用等も公開請求者負担とする。

- 6 疑義が生じた場合は、原則、事務局の情報公開条例及び第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会情報公開の基準に関する規程を適用するが、第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会及び埼玉県教育委員会の指導・助言を受けるものとする。

第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会に関する

公文書公開請求書

第 2 5 採択地区
教科用図書採択協議会長 様

請求者

住所または主たる事業所の所在地

〒

住所

氏名

連絡先電話番号

1 公開を請求する公文書名称または内容

裏面「別表 1」に記載のとおり

2 公開請求者の区分（次のいずれかをご記入ください）

(1) 第 2 5 採択地区（三郷市・八潮市・吉川市）に住所を有する者（上記と同じ）
記載の必要なし。

(2) 第 2 5 採択地区（三郷市・八潮市・吉川市）に所在する事務所または事業所に勤務する者

事務所または事業所の名称

連絡先

(3) 第 2 5 採択地区（三郷市・八潮市・吉川市）に所在する学校に在学する者

学校の名称

連絡先

(4) 上記以外の者（公文書の公開を必要とする相当の理由を有する個人または法人その他の団体）

個人または団体の名称

連絡先

3 公開を請求する理由

4 公開の希望実施方法（□に ✓ を入れてください。）

(1) 閲覧

(2) 写しの交付（要実費）

※ ここに記載される個人情報は実施機関において厳重に管理いたします。

様

令和 5 年度第 2 5 採択地区
教科用図書採択協議会

第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会に関する
公文書公開及び部分公開決定等通知書

標記の件について、下記のとおり公文書の公開を決定しましたのでお知らせいたします。

1 公開の区分（詳細は事項参照）

公開 部分公開 非公開

2 公開する公文書名等

3 非公開・部分公開の理由

4 公開日時：令和 年 月 日 時から

ただし、変更のある場合は、公開日から起算して 30 日以内とする。

5 公開方法等：

6 公開場所等：採択協議会事務局受付カウンター

7 備考

別表 1

第 2 5 採択地区教科用図書採択協議会に関する文書一覧

会議名等	文書名（公開条件等）
(1) 第 1 回採択協議会	<input type="checkbox"/> ①会議次第 <input type="checkbox"/> ②会議資料（採択協議会委員名簿を含む） <input type="checkbox"/> ③議事録（要点記録）
(2) 第 2 回採択協議会	<input type="checkbox"/> ①会議次第 <input type="checkbox"/> ②会議資料 <input type="checkbox"/> ③調査研究資料 <input type="checkbox"/> ④議事録（要点記録）
(3) 第 1 回専門員会	<input type="checkbox"/> ①会議次第 <input type="checkbox"/> ②会議資料 <input type="checkbox"/> ③会議録（要点記録）
(4) 第 2 回以降 各専門員会	<input type="checkbox"/> ①研究計画
(5) 専門員代表者会	<input type="checkbox"/> ①会議次第 <input type="checkbox"/> ②会議録（要点記録）
(6) 採択結果	<input type="checkbox"/> ①採択結果一覧（教科書発行所番号と略号を記載）
(7) 会計関係	<input type="checkbox"/> ①分担金依頼文書 <input type="checkbox"/> ②決算文書（ただし、決算処理が終了後） ※予算書は第 1 回採択協議会資料にあり
(8) 展示会関係	<input type="checkbox"/> ご意見記入用紙（個人の特典できる部分を除く）
(9) 学校票	<input type="checkbox"/> 集計用紙（3 市の合計）
(10) その他	<input type="checkbox"/> その他公開を請求したい公文書を記載ください。 可能な限り内容がわかるように記載してください。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 50%; height: 100px; margin: 10px 0;"></div>

第11号議案

学校運営協議会委員の任命について

学校運営協議会委員に別紙の者を任命することについて議決を求める。

令和5年4月24日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

学校運営協議会委員を任命したく、吉川市学校運営協議会規則第8条の1の規定により、この案を提出するものである。

令和5年度 吉川市学校運営協議会委員名簿

学校名	ふりがな 氏 名	主たる推薦理由	区分	期数
吉川小学校	おやま けんいち 小山 健一	吉川市スポーツ協会会長	70歳代	2期
	ほんま ひろたか 本間 寛隆	吉小クラブ会員	50歳代	2期
	よしおか ひろみ 吉岡 弘美	吉川市主任児童委員	50歳代	2期
	きよはら まさこ 清原 雅子	学区内こども園園長	70歳代	2期
	なかざと しげもり 中里 繁守	学区内自治会長	70歳代	2期
	ふくしま しょうご 福嶋 正悟	吉川市立南中学校 校長	60歳代	2期
	こばやし ひさし 小林 央士	吉川市立北谷小学校 校長	50歳代	2期
旭小学校	いがらし おさむ 五十嵐 修	元教育長職務代理者を務め、また幼稚園の経営など、本校児童や地域の実情にも詳しく信頼を得ている。	60歳代	2期
	たかさき やすお 高崎 康男	現旭自治連合会の会長を務めており、地域の実情に詳しく、地域住民からも信頼を得ている。	70歳代	2期
	ひらかた めぐみ 平方 恵	本校PTA会長を務めており、保護者の意見や考えをまとめ、代弁する上での適任者である。	40歳代	2期
	すずき よしひろ 鈴木 好弘	民生・児童委員として、学区内の実情に詳しく、日頃から本校児童とも関わっている。	60歳代	2期
	おかだ まさき 岡田 正輝	下内川自治会長を務めており、地域の実情に詳しく、地域住民からも信頼を得ている。	70歳代	1期
	はやし はるひこ 林 晴彦	吉川市立東中学校 校長	50歳代	2期
	うらい ともほろ 浦井 智治	吉川市立三輪野江小学校 校長	60歳代	2期
三輪野江小学校	わかばやし はるき 若林 元城	幼稚園園長	50歳代	2期
	つちや ゆうじ 土屋 雄志	三輪野江小学校保護者	40歳代	2期
	いいだ まさる 飯田 勝	元小松川自治会 会長	60歳代	2期
	あらい のりこ 荒井 憲子	民生委員・児童委員	70歳代	2期
	みやべ まさお 宮部 政夫	元三輪野江小PTA 会長	40歳代	2期
	はやし はるひこ 林 晴彦	吉川市立東中学校 校長	50歳代	2期
	つちくら きとこ 土倉 知子	吉川市立旭小学校 校長	50歳代	1期

学校名	ふりがな 氏 名	主たる推薦理由	区分	期数
関 小 学 校	なかむら よしひろ 中村 良廣	元公立中学校長であり、学校経営、運営の識見が豊富である。	70歳代	2期
	よしざわ つとむ 吉澤 力	関小アドバンスクラブ運営者として、学校運営の支えとなっている。	60歳代	2期
	いとう えいこ 伊藤 映子	関小元保護者、元PTA会長である。地域でも活動を行っている。	60歳代	2期
	こばやし さとる 小林 聡	令和5年度PTA会長	40歳代	2期
	よねだ きよみ 米田 清美	長年にわたり交通指導員として、関小学校児童の姿を見ていただき、指導していただいている。	50歳代	1期
	よこかわ あきひさ 横川 明久	吉川市立中央中学校 校長	60歳代	2期
	ばば しげひろ 馬場 重弘	吉川市立栄小学校 校長	50歳代	1期
北 谷 小 学 校	あらいひとみ 荒井 一美	幼稚園園長、吉川市教育委員	60歳代	2期
	あめみや ふみのり 雨宮 文範	民生委員・児童委員、前学校評議員、ボーイスカウト(八潮)	70歳代	2期
	たにぐち いわお 谷口 巖	中新田自治会長	80歳代	2期
	やなぎさわ かずゆき 柳澤 一之	スクールガード・リーダー	80歳代	1期
	ひるま みずき 昼間 瑞季	PTA会長	30歳代	1期
	ふくしま しょうご 福嶋 正悟	吉川市立南中学校 校長	60歳代	1期
	くぼた かずひこ 窪田 和彦	吉川市立吉川小学校 校長	50歳代	1期
栄 小 学 校	てらやま ともなり 寺山 友也	元小学校長であり、学校教育に関して経験に基づく専門的な意見を幅広く聞くことができる。	60歳代	2期
	しが ひろお 志賀 廣夫	元首都大学東京准教授で教育学を教えていた。ボランティアで地域活動に積極的に参加し、子供との関わりを多く持っている。	70歳代	2期
	はせがわ けんいち 長谷川 健一	現自治会長であり、長年地域の発展のためにご尽力いただいている。東中学校の学校評議員を務めた経験があり、小中連携の視点に関する意見を聞くことができる。	70歳代	2期
	あべ ゆみこ 阿部 由美子	元PTA会長であり、現在、民生委員・児童委員を務めている。家庭・地域や児童に関する情報等、幅広く共有することができ、児童虐待や不登校に対する支援が期待できる。	50歳代	2期
	いづか たかとし 飯塚 貴利	現PTA会長であり、本校の活動内容に精通している。	40歳代	1期
	よこかわ あきひさ 横川 明久	吉川市立中央中学校 校長	60歳代	2期
	しみず こうじ 清水 孝二	吉川市立関小学校 校長	60歳代	1期

学校名	ふりがな 氏 名	主たる推薦理由	区分	期数
中曾根小学校	あらい かずひろ 新井 一弘	教職経験者。本校で3年間校長として勤務。校長まで勤め上げた見識から幅広い意見を頂ける。	60歳代	1期
	おおすぎ つぎお 大杉 次男	学校開放団体役員、地域住民として学校施設の利用について意見を頂ける。	70歳代	3期
	おかだ ともゆき 岡田 友之	地域のスクールガードとして見守り活動を行っていたいただき、児童の様子についてご意見を頂ける。	70歳代	3期
	とよだ りえ 豊田 梨恵	本校児童保護者であり、地域住民である。保護者の視点から学校運営への意見を頂ける。	30歳代	1期
	とばり まさお 戸張 正雄	地域の自治会長。地域まちづくり協議会のリーダーとして地域防災に関する見識が深い。	70歳代	1期
	ともの ただし 伴野 忠	吉川市立吉川中学校 校長	50歳代	1期
	きくな ひさこ 菊名 久子	吉川市立美南小学校 校長	50歳代	1期
美南小学校	やまだ よういち 山田 陽一	元文教大学教授	70歳代	3期
	やまぐち のぶよし 山口 展由	現本校PTA会長	40歳代	1期
	いしい あきひで 石井 亮英	美南1区自治会長	40歳代	3期
	ごみ のりこ 五味 徳子	民生委員・児童委員	70歳代	3期
	おおつき ひろし 大月 浩史	保育園経営・臨床心理士	40歳代	3期
	ともの ただし 伴野 忠	吉川市立吉川中学校 校長	50歳代	1期
	いしがき ともふみ 石崎 朋史	吉川市立中曾根小学校 校長	50歳代	1期
東中学校	すずき ひろし 鈴木 博	旧学校評議員、学識経験者	70歳代	2期
	すずき はるみ 鈴木 晴美	令和5年度PTA顧問		1期
	すずき まり 鈴木 真理	主任児童委員		1期
	なりた ちづる 成田 千鶴	民生委員・児童委員	60歳代	2期
	きくち さやか 菊池 紗耶香	令和5年度PTA会長	30歳代	1期
	つちくら きとこ 土倉 知子	吉川市立旭小学校 校長	50歳代	1期
	うらい ともはる 浦井 智治	吉川市立三輪野江小学校 校長	60歳代	2期

学校名	ふりがな 氏 名	主たる推薦理由	区分	区分
南 中 学 校	やまかわ ときひこ 山川 時彦	平成20年度～23年度本校校長を務めた	60歳代	2期
	ふくなが ともこ 福永 朋子	令和3年度PTA会長	50歳代	2期
	まつざわ すずこ 松澤 鈴子	地元で小売店を経営し、地域に関して精通している。	60歳代	2期
	とばり けいこ 戸張 計子	本市の主任児童委員として、幅広い視点からご意見をいただく。	50歳代	2期
	かさき よういち 加崎 洋一	令和2年度まで本校の保護者であった。保護者の視点から幅広くご意見をいただく。	50歳代	2期
	くぼた かずひこ 窪田 和彦	吉川市立吉川小学校 校長	50歳代	1期
	こばやし ひさし 小林 央士	吉川市立北谷小学校 校長	50歳代	2期
中央 中 学 校	しみず じゅんこ 清水 順子	一昨年度まで学校評議員	60歳代	2期
	すずき くにお 鈴木 邦夫	一昨年度まで学校評議員	80歳代	2期
	みずたに なおや 水谷 直也	一昨年度まで学校評議員	50歳代	2期
	さとう くみこ 佐藤 久美子	一昨年度まで学校評議員	50歳代	2期
	かいほ ちとせ 海保 千年	一昨年度まで学校評議員	50歳代	2期
	しみず こうじ 清水 孝二	吉川市立関小学校 校長	60歳代	1期
	ばば しげひろ 馬場 重弘	吉川市立栄小学校 校長	50歳代	1期
吉川 中 学 校	ほそい とくじろう 細井 徳次郎	元校長としての高い見識があるため		3期
	ふかい まさみ 深井 正己	長きに渡り学校区の自治会活動を行っているため		3期
	いしい あきひで 石井 亮英	美南地区連合会会長	40歳代	3期
	ながさわ まや 永澤 茉耶	保育園園長		3期
	たにもと ゆきこ 谷本 友希子	吉川中学校保護者		3期
	きくな ひさこ 菊名 久子	吉川市立美南小学校 校長	50歳代	1期
	いしざき ともふみ 石崎 朋史	吉川市立中曽根小学校 校長	50歳代	1期